

標準的な定款例

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県〇〇市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、① に対して、② に関する事業を行い、③ に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)

(2)

……

左ページ定款例に対する解説等

<第1条注>

法人名称は、登記に使用できる文字・記号の範囲での表記をお勧めします。日本文字以外の表記をお考えの場合は事前に法務局に確認してください。

名称の登記に使用できない記号例：「 」 () ! ? ☆ 等

使用できる記号例：&(アンパサンド) ’(アポストロフィ) ,(コンマ) -(ハイフン) ,(ピリオド) ・(中点) これらの符号は、字句を区切る符号としての使用のみ可。ただしピリオドは省略を表すものとして末尾使用可。

ローマ字も使用できますので、NPO法人と称することも可能です。

<第2条注>

- ① 活動の中心とするところを主たる事務所、その他の事務所を従たる事務所としてその全てを記載してください。
- ② 従たる事務所がある場合は、次のように記載してください。

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県〇〇市に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を神奈川県〇〇市に置く。

<第3条注>

提出申請書類のひとつである『設立趣旨書』に掲げた内容と合うように記載します。

- ① ①には、受益対象者の範囲を記載してください。
- ② ②には、主要な事業を記載してください。
- ③ ③は、法の別表に掲げる活動を参考に、公益に資することが分かるような表現としてください。

<第4条注>

法第2条別表に掲げる活動のうち、いずれの活動に該当するかを記載してください。行う活動が複数の項目に該当する場合には、それぞれの活動を記載してください。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

標準的な定款例

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

①

②

.....

(2) その他の事業

①

②

.....

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じたときは同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

左ページ定款例に対する解説等

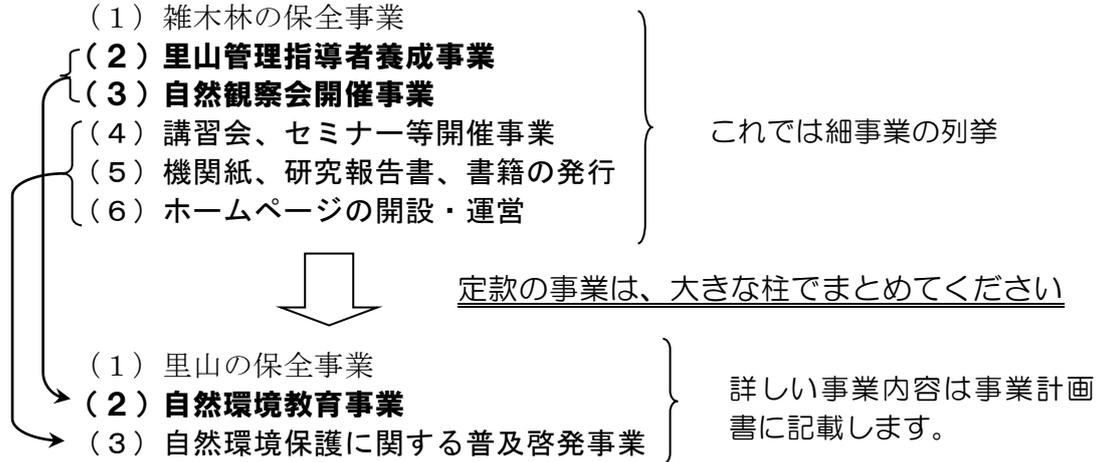
【定款第5条を定めるときの注意点】

① 事業名の定め方

- ・定款第5条は、『設立趣旨書』と定款第3条「目的」の内容を具体的な事業にするイメージで作成してください。ただし、事業名は、細事業を列挙するのではなく、大きな柱としてまとめてください。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。



② 「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」(別冊6ページQ9参照)

- ・特定非営利活動法人の行うことのできる事業は「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」に区分されます。そして、「その他の事業」を行う場合には、「特定非営利活動に係る事業」に支障がない限り行うこと、利益を生じたときは、特定非営利活動に係る事業に使用することが必要です。

特定非営利活動に係る事業	利益の有無にかかわらず、特定非営利活動の19分野で選定した活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として行う事業
その他の事業	「特定非営利活動に係る事業」に充てるために利益を上げる目的で行う事業や、構成員(社員)のみを対象とした共益的な事業

※ 特定非営利活動促進法上の「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の区分と、法人税法上の「収益事業」と「非収益事業」の区分は異なります。従って、「特定非営利活動に係る事業」であっても、収益事業に該当する場合があります。

〈第5条注〉

- ① 第2項…法第5条第1項
- ② 特定非営利活動に係る事業のみを行う場合には、第5条については次のように記載してください。この場合、第2項は必要ありません。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1)
- (2)
- ……

標準的な定款例

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の○種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して○年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の○分の○以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 ○○人以上○○人以下
- (2) 監事 ○人以上 ○人以下

2 理事のうち、1人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

左ページ定款例に対する解説等

<第6条注>

- ① 社員以外の名称を使う場合には、どれが法上の社員にあたるかを明確にしてください。
- ② 正会員以外の賛助会員等について定める場合は、正会員と区別して第2号以降にその内容を記載してください。

<第7条注>

入会の条件がある場合には、第7条は次のように記載してください。

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1)

……

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

<注>

入会の条件は、全て記載してください。なお、社員の資格の得喪に関して不当な条件を付してはならないこととなっています。(法第2条第2項第1号イ)

<第8条注>

入会金又は会費がある場合に記載してください。
設立当初の金額は、附則に記載してください。

<第9条注>

第3号…滞納期間は、「〇か月以上」とすることもできます。

<第11条注>

会員の除名のような重要事項は、4分の3以上などの特別多数を要件とすることが望まれます。

<第12条注>

抛出金品を返還する規定を置くことはできません。

<第13条注>

- ①第1項：法第15条(理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上)
- ②第1項：定員に幅をもたせるときは、1.5倍程度の幅で上限及び下限を定めてください。
- ③第2項：専務理事等、理事長・副理事長以外の役職を置く場合は、それぞれの役職について、本項(役職名等)、第14条(選任方法等)及び第15条(職務)の記載が必要です。

標準的な定款例

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の〇分の〇以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

左ページ定款例に対する解説等

<第 14 条注>

- ① 第 3 項…法第 21 条←役員はこの項目に違反しないことを就任時に誓約します。
- ② 第 4 項…法第 19 条

<第 15 条注>

- ① 第 1 項：この場合、理事長のみが代表権を有し、理事長のみが登記されます。
理事長以外の理事が代表権を有しない場合には「理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない」と加えることもできます。
また、理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」という記載をすることもできます。
- ② 第 1 項～第 3 項…法第 16 条
- ③ 第 4 項…法第 18 条
- ④ 第 13 条第 2 項にて副理事長を 1 名と定めた場合には、第 2 項については次のように記載してください。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を執行する。

<第 16 条注>

- ① 第 1 項…法第 24 条第 1 項（2 年以内）
- ② 総会における後任役員を選任までの間、前任役員の任期を伸長等する第 2 項の規定は、理事・監事の双方を総会で選任する場合のみ設けることができます。（法第 24 条第 2 項）
- ③ 第 4 項の規定において、前任者は、辞任又は任期満了後も役員地位にあるのではなく、役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被る恐れもあることから、臨時に役員職務を行うだけであり、総会の招集など、役員としての権限は行使できません。したがって、遅滞なく後任者を選任する必要があります。

<第 17 条注>

法第 22 条

<第 18 条注>

議決要件は、会員の除名の考え方と同様 4 分の 3 以上などの特別多数とすることが望まれます。

<第 19 条注>

第 1 項…法第 2 条第 2 項第 1 号ロ

標準的な定款例

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年〇回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

左ページ定款例に対する解説等

<第 21 条注>

法第 14 条の 2、法第 14 条の 3

<第 23 条注>

法第 14 条の 5

- (1) 定款の変更（法第 25 条第 1 項）、
- (2) 解散（法第 31 条第 1 項）、
- (3) 合併（法第 34 条第 1 項）

については、必ず社員総会の議決が必要です。

※『電磁的記録』及び『電磁的方法』とは
(内閣府令第 1 条、第 2 条参照)

「電磁的記録」とは、「CD-R」や「フロッピーディスク」などの磁気媒体に記録したものをいいます。

『電磁的方法』とは、いわゆる「電子メール本体」、「電子メールに添付した添付ファイル」により提出する方法及び「CD-R」などの磁気媒体に記録したもので提出する方法をいいます。これらの方法により表決権を行使した場合、受け取る側が内容を紙媒体で打ち出すことが可能なものでなければなりません。

また、「ファクシミリ」については「書面」の扱いとし、表決権の行使方法として認められます。

<第 24 条注>

- ① 通常総会の開催は、法第 14 条の 2 で毎年 1 回以上となっています。
- ② 第 2 項第 1 号…法第 14 条の 3 第 1 項
- ③ 第 2 項第 2 号「5分の1」…法第 14 条の 3 第 2 項（ただし、定款により異なる割合を定めることができます。）

<第 25 条注>

第 2 項「〇日以内」…14 日～30 日程度が目安となります。

第 3 項「5 日前」…法第 14 条の 4

第 3 項 に電子媒体を加えない場合には、「又は電磁的方法」という表現を削除します。

<第 27 条注>

総会の定足数の規定は法に明記されていませんが、法人運営の基本的ルールであるので少なくとも構成員の 2 分の 1 以上とすることが望まれます。

<第 28 条注>

第 1 項…法第 14 条の 6

<第 29 条注>

- ① 第 1 項及び第 2 項…法第 14 条の 7

標準的な定款例

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 50 条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の〇分の〇以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときは、その日から〇日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも〇日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

左ページ定款例に対する解説等

第2項に電子媒体を加えない場合には、「若しくは電磁的方法」という表現を削除します。

第2項は、やむを得ず総会を欠席するとき、総会の議決事項に対しどのような方法で賛否の意思を表すか(表決するか)を定めています。書面で賛否を表明した正会員を「書面表決者」、他の正会員を代理人として賛否を表明した正会員を「表決委任者」と呼びます。

- ② 第4項…法第14条の8

<第30条注>

第1項(2)第29条第2項から電磁的方法を削除する場合には、「若しくは電磁的方法」という表現を削除します。

- ① 第1項…条例第4条、規則第6条第3項

- ② 第3項…条例第4条、規則第6条第3項

【みなし総会決議について】

総会の議決事項について、理事又は正会員の提案事項に正会員全員が同意すれば、その提案事項が総会において可決されたものとみなすことができます。同意の意思表示は、書面又は電磁的記録(P19解説参照)により行う必要があります。(法第14条の9)

<第32条注>

理事会の権能に①定款の変更、②解散、③合併の事項が含まれてはいけません。

(社員総会の議決が必要です・・・①法第25条第1項、②法第31条第1項、③法第34条第1項)

<第33条注>

第2号に電子媒体を加えない場合には、「又は電磁的方法」という表現を削除します。

<第34条注>

第2項・第3項の「〇日以内」「〇日前」については、法に定めがないので、各法人の理事会の規模(人数等)を基に設定してください。

第3項に電子媒体を加えない場合には、「又は電磁的方法」という表現を削除します。

標準的な定款例

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

(1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

(2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

(3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

左ページ定款例に対する解説等

<第 37 条注>

第 2 項「理事総数の過半数」…法第 17 条

<第 38 条注>

第 2 項に電子媒体を加えない場合には、「又は電磁的方法」という表現を削除します。

<第 39 条注>

第 1 項（2）第 38 条第 2 項から電磁的方法を削除する場合には、「又は電磁的方法」という表現を削除します。

<第 40 条注>

資産構成の内容は、貸借対照表及び財産目録の科目ではありません。法人運営を適正に行うに当たって必要な資産を、どのような原資により形成していくか明確化するものです。

<第 41 条注>

特定非営利活動に係る事業のみを行う場合には、次のように記載してください。

例

（資産の区分）

第 41 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

<第 43 条注>

① 法第 27 条

② 法では義務づけられていませんが、法人運営の原則として、収益及び費用については予算に基づいて執行することが適当です。第 45 条「事業計画及び予算」等の規定を置くことにより、定款上、予算の作成は必要となりますが、予算に基づいた執行の義務を明確化するために、「(4)収益及び費用は、予算に基づいて執行すること。」を追加することが望めます。

標準的な定款例

(会計の区分)

第 44 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後〇か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

(長期借入金)

第 49 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度内に償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残

左ページ定款例に対する解説等

<第 44 条注>

法第 5 条第 2 項

特定非営利活動に係る事業のみを行う場合には、次のように記載してください。

例

(会計の区分)

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

<第 46 条注>

総会を年 1 回とした場合は、暫定予算等の措置をおいてください。

<第 47 条注>

毎事業年度終了後 3 か月以内に、前事業年度の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、事業年度末日の社員名簿を作成し、主たる事務所及び従たる事務所に備え置くこと（法第 28 条第 1 項）と、県へ提出（法第 29 条）していただくことが必要です。（【48 ページ参照】）

<第 48 条注>

法第 11 条第 1 項第 10 号により、事業年度は定款で定めなければなりません。

各法人における年度ですので、4 月から 3 月である必要はありません。

<第 50 条注>

① 第 1 項「4 分の 3 以上」…法第 25 条第 2 項（ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りではありません。）

② 第 2 項…法第 25 条第 3 項

<第 51 条注>

① 第 1 項…法第 31 条第 1 項

② 第 2 項「4 分の 3 以上」…法第 31 条の 2（ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りではありません。）

③ 第 3 項…法第 31 条第 2 項

<第 52 条注>

① 残余財産の帰属先を明記する場合には、例のように記載します。

例

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、〇〇法人、〇〇法人のうちから総会において選定したものに帰属する。

※具体的な法人名称等を指定しておくこともできます。

② 帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属することとなります。(法第 32 条第 2 項、第 3 項)

標準的な定款例

存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

左ページ定款例に対する解説等

<第 53 条注>

「4分の3以上」・・・法第 34 条第 2 項（ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りではありません。）

<第 54 条注>

解散事由に係る公告の方法としては、官報へ掲載して行うことが必要です。

・・・法第 31 条の 10 第 4 項、第 31 条の 12 第 4 項

貸借対照表に係る公告の方法は、下記の 4 つの中から選択することができ、また、複数の方法を重ねることもできます。・・・法第 28 条の 2 第 1 項、府令第 3 条の 2 第 1、2 項

【方法①】官報に掲載する方法 <掲載費用が発生します>

2 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表に係る公告については、官報に掲載して行う。

【方法②】日刊新聞紙に掲載する方法 <掲載費用が発生します> ～具体的な新聞紙名の記載が必要です～

2 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表に係る公告については、神奈川県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。

【方法③】電子公告による方法（法人ホームページ、内閣府 NPO 法人ポータルサイト）

<<法人ホームページに掲載する場合の記載例>>

2 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

<<内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載する場合の記載例>>

2 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表に係る公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

【方法④】主たる事務所の公衆の見やすい場所

2 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

【複数の方法を重ねて記載する場合】 例）電子公告＋日刊新聞紙

2 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。

【要注意】 貸借対照表の公告の方法は定まっていることが必要ですので、「〇〇又は〇〇」といったような選択的記載とすることはできません。

また、複数の方法を重ねて記載する場合は、「電子公告＋官報」又は「電子公告＋日刊新聞紙」の組み合わせのみ可能です。

<内閣府 NPO 法人ポータルサイトについて>

神奈川県では、NPO 法人から提出される定款、事業報告書等を『内閣府 NPO 法人ポータルサイト』に掲載しております。この内閣府 NPO 法人ポータルサイトは、簡単な利用手続きで所轄庁だけでなく、NPO 法人自らが、団体の活動情報や財務情報等を、NPO 活動に参加や支援、興味のある方へ向けに発信することができます。ぜひご活用下さい。

内閣府 NPO 法人ポータルサイト URL

<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/create/confirmation>

標準的な定款例

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○	○	○	○
副理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
……				
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
……				
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から○年○月○日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から○年○月○日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金

正 会 員	個人	○○○円	団体	○, ○○○円
賛助会員	個人	○○○円	団体	○, ○○○円
 - (2) 年会費

正 会 員	個人	○○○円	団体	○, ○○○円
賛助会員	個人	1 口	○○○円 (1 口以上)	
	団体	1 口	○, ○○○円 (1 口以上)	

左ページ定款例に対する解説等

<附則注>

①第2項…法第11条第2項

役員の名前は住民票通り記載してください。

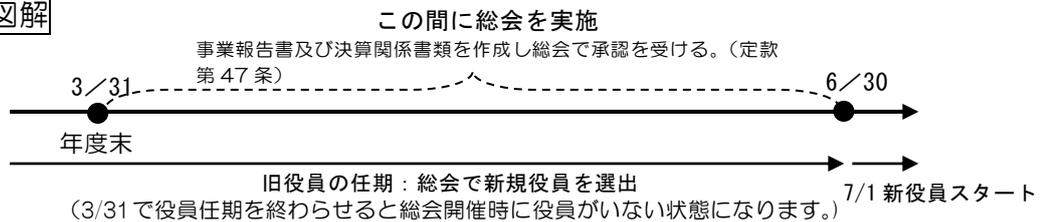
② 第3項において、設立当初の役員の第1期の任期満了日を決定するに当たっては、社員総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日を事業年度の末日の2～3か月後にずらしておくことをお勧めします。(役員任期の満了前に新役員を決定する総会を開く必要があるため；第16条注②参照)

具体例（事業年度の末日が3月31日の場合）

例1 〇年6月30日（第2期目の任期は7月1日から開始となります）

例2 〇年5月31日（第2期目の任期は6月1日から開始となります）

例1:図解



※例1・2どちらにするかは、定款第47条において総会の承認を何か月以内としたかで判断してください（最長3か月以内です）。

※3/31以前に次期役員を選任するための臨時総会を開く場合や役員任期を延長する規定を置いている場合(第16条注③参照)は、役員任期を事業年度末日と同じ3月31日までと規定することも可能です。

③ 第4項は、「設立総会」以外の会議等で決定した場合には、「設立総会」の代わりに当該会議名を記載してください。

④ 第6項において、正会員以外の会員について定める場合には、正会員と区別して記載してください。

また、年会費を月会費とする場合は、活動予算書の科目も月会費として計上するなど活動予算書との整合性に気をつけてください。